

お隣と境界についてトラブルがある。

お隣の構造物が越境している。

当事者同士では折り合いが付かない。

等

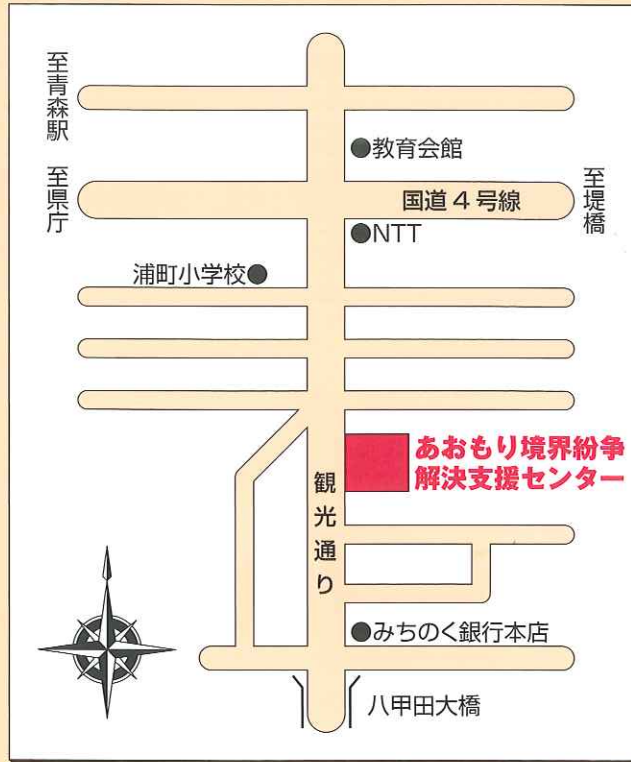
一度ご相談ください!



《あおもり境界紛争解決支援センター》は、専門家による民間型の裁判外境界紛争解決機関です。

土地家屋調査士と弁護士が、紛争当事者の間に立ち、専門家の立場から問題の調査・整理をして、お互いに納得のいく方法での解決を目指します。

案内図



あおもり境界紛争解決支援センター

TEL 017-722-2339

〒030-0821 青森市勝田一丁目1番15号
青森県土地家屋調査士会館内

ホームページアドレス

<http://www.chyousashi.com>

土地境界トラブル 裁判によらない紛争解決

境界問題の解決を

Alternative

Dispute

Resolution

私たちがお手伝いします。

あおもり境界紛争解決支援センター

主体 青森県土地家屋調査士会
協力 青森県弁護士会

● 手続の流れ ●

境界紛争発生

電話による受付

事前相談

相談

調停

調停成立

◎電話・来訪
(土地家屋調査士)

- 相談内容の把握
- センター利用の説明
- 相談申し込みの受付

◎土地家屋調査士
・弁護士

- 提出資料の調査
- 解決策の説明・提案
- 調停手続の説明

◎調査・測量、
鑑定による

- 相手方の調停参加の同意
- 話し合いによる解決
- 資料調査
- 現地調査
- 境界鑑定

◎合意書の作成

- 登記手続
- 境界標の設置

解決

解決

取下

不成立

成立後の
登記費用は
別途

● 事前調査費用	30,000円
● 相談費用	5,000円
● 調停申立費用	50,000円
● 調停期日費用	5,000円
● 調停成立費用	300,000円から
● その他の費用	別途規定による